

### 3 雇用形態と勤務条件

一般企業での知的障害者の雇用形態と労働条件は、一般の労働者と区別されることはありません。しかし、能力給の導入が進み、雇用形態、労働条件の多様化が進む中で、画一的に捉えられない状況があります。

就労に当たっては、次のような雇用形態があります。

#### (1) 正社員（正規雇用）

一般企業の正式な社員として身分が保障される雇用形態です。採用に当たっては、雇用援護制度を活用する場合があります。

#### (2) パートタイム社員（パートタイム雇用）

労働時間が正社員よりも短い雇用形態です。支援学校卒業者の多くは、この形態で契約、就労しています。就業時間の長さによって社会保険が適用されます。

※お子様の現場実習中の様子等を基に、一般企業側と検討した上で職種、時給、勤務時間等の勤務条件を確認していきます。

### 4 一般就労の仕事の種類

職種	主な仕事内容
食品	弁当製造 パン製造 惣菜製造 菓子製造袋詰め パック詰め 食品加工
飲食	接客 食器洗浄 厨房業務 ホール
販売・小売り	袋詰め 品出し 接客 清掃
清掃	施設清掃
クリーニング	各種クリーニング関連業務
病院・介護	介護補助 配膳 清掃 洗濯
リサイクル	容器選別
製造	製造補助 梱包 出荷準備 清掃
運送	伝票整理 荷物の仕分け 配送準備
旅館・ホテル	館内清掃 客室清掃 ベッドメイキング 洗濯
農業・園芸	野菜や花の栽培 収穫補助 袋詰め
その他	商品管理 縫製業務 洗車 事務補助